

わたしたちの生活を支える税金 国民健康保険税(国保税)のしくみ

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。その財源は、納めていただいた国保税と県からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

納税通知書は、7月(1期)～翌年3月(9期)までの9回に分かれており、口座振替、現金(金融機関やコンビニ)、スマホ決済アプリなどで納められます。また、特別徴収(年金天引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回に分けて、年金から差し引いて納めています。

■ 問い合わせ 住民課住民税係 ☎64-8312

国保税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割

区 分		A医療保険分 (医療費のための負担)	B後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度のための負担)	C介護保険分 (介護サービスのための負担) 【40歳～64歳の人】
税率 (額)	① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します。 課税所得額…前年の総所得金額から 基礎控除(43万円)を引いた額	 課税所得額 × 7.0% 計算例 2,190,000円 × 7.0% = 153,300円	 課税所得額 × 2.4% 計算例 2,190,000円 × 2.4% = 52,560円	 課税所得額 × 1.8% 計算例 2,170,000円 × 1.8% = 39,060円
	② 均等割 世帯員の国保加入者数に応じて計算します。			
	③ 平等割 1世帯当たりの金額			
国保税額(①+②+③)		計261,500円(100円未満切り捨て)	計87,900円(100円未満切り捨て)	計52,600円(100円未満切り捨て)
限 度 額 (所得割・均等割・平等割の計算をした結果、限度額を超える場合、超えた部分は徴収されません。)		650,000円	変更前 220,000円 変更後 240,000円	170,000円

【計算例】
甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合



夫の課税所得額 260万 - 43万 = 217万円
妻の課税所得額 45万 - 43万 = 2万円
合計 219万円
国保税額の計算は右のとおりです。
※未就学児の均等割は半額になります。

★18歳以下の子どもの均等割額は、一度支払いますが、年度末に補助金として交付されます。

★49,800円を補助金として年度末に受領

軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割・平等割が軽減される制度です。今年度は法改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されました。

軽減割合	所得基準(加入者と世帯主の総所得)
7割軽減	43万円 + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)} 【改正なし】
5割軽減	変更前 43万円 + (29.0万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)}
	変更後 43万円 + (29.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)}
2割軽減	変更前 43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)}
	変更後 43万円 + (54.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)}

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

申請してください

国保税の軽減制度

以下に該当する人は、納税義務者が申請することで国保税が軽減されます。対象要件など詳しくは、住民税係にお問い合わせください。

非自発的離職者軽減制度

勤めていた会社をやむを得ず離職された人は、当該年度を含む2年間の国保税が軽減されます。失業時65歳未満で「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険受給資格通知」の離職理由欄に軽減対象コードが記載されている人が対象です。



産前産後期間の軽減

令和5年11月1日以降に出産した人、または出産予定の人は、令和6年1月以降の国保税のうち「所得割額」と「均等割額」が一定期間軽減されます。【関連：16ページ】

